

別記(一)

要 求 書

我々は争議解決に對する意見書上より條項と其の附隨的問題(本即時解決せらるべことを信し)、當局に對して幾度交渉したるも未だ誠意ある回答に接せざるは甚だ遺憾とする所以ある。斯くては調停委員會及其の後に於ける調停の意志にも反する左以之左の條項に對し明確なる回答を與へられんことを茲に要す。

一、退職手当、震災手当、整理手当の支給並に造全員に日給料にて支給せよ。

二、未復職者全員に賞賛を支給せよ。

三、復職扱ふを事實上実行せよ。

四、議首者全員に對し退職手当、震災手当、整理手当を全額支給せよ。

五、口、復職者上部會委員、會議員の選舉、被選舉權を附與せよ。

六、派生的問題を即時解決せよ。

七、公務後直後ノ公休有給にせよ。

八、検針手十五名ノ出勤停止を即時取り消せ。

九、口、(議長に關連して起つた)一切の問題は不問にせよ。

十、公勤取扱い在事實上実行せよ。

十一、貴賄、貴休券、進路等に對して牛猪勤取扱いせよ。

十二、農業中の金一封ヲ内容迄明示せよ。

十三、整理手当と特病手当を併給せよ。

十四、助手補助手ノ所謂更改給の初任給を一圓三拾五銭にせよ。

右要求書旨提出候也。

- (1) 従員改送 但ニ正副部長ノ常任ハ各文部ニ達出スルコト
- (4) 代議員副當八名班三名宛 計百四五十名
- (11) 番號員八名文部二名計十八名
- (2) 代議員章作成就テハ部長一任
- (14) 祝詞メツセ一沙ノ發表ハ振附之ニ當ル
- 五、爭議參加者調
既報爭議參加者調別表ノ通り
- 右及申(通)報候也